

町田市告示第 **177** 号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙の者の住民票を職権消除したので、同条第4項後段の規定により告示する。

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、町田市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、町田市を被告として（訴訟において町田市を代表する者は、町田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

2026年8月17日

東京都町田市長

稲垣 康治

掲示期限：8月31日

## 2026年7月31日職権消除者一覧

| No. | 住所                            | 氏名    | 生年月日      | 性別 |
|-----|-------------------------------|-------|-----------|----|
| 1   | 野津田町730番地      リートック 203      | 関野 彩菜 | 平成9年4月18日 | 女  |
| 2   | 鶴川2丁目22番地52      第5ミツワハイツ 201 | 中野 渉  | 平成5年8月3日  | 男  |
| 3   | 小野路町1492番地3                   | 本島 義昌 | 昭和43年4月2日 | 男  |
| 4   | 鶴川2丁目1番地8      カクタスビル 205     | 松井 勇磨 | 平成6年8月8日  | 男  |
| 5   | 三輪緑山1丁目22番地3      サンコーポ内田 311 | 由井 勇治 | 平成5年5月5日  | 男  |
| 6   | 以下余白                          |       |           |    |
| 7   |                               |       |           |    |
| 8   |                               |       |           |    |
| 9   |                               |       |           |    |
| 10  |                               |       |           |    |
| 11  |                               |       |           |    |
| 12  |                               |       |           |    |
| 13  |                               |       |           |    |
| 14  |                               |       |           |    |
| 15  |                               |       |           |    |
| 16  |                               |       |           |    |
| 17  |                               |       |           |    |
| 18  |                               |       |           |    |
| 19  |                               |       |           |    |
| 20  |                               |       |           |    |